

○国土交通省告示第千三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十六年十月二十二日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和、字下前田、字上前田及び字山下並びに大字田代字清水口、字玉来、字池ノ上、字神掛及び字戸ノ上地内

熊本県上益城郡山都町北中島字面田、字西田、字這松、字冷水、字小星、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字西原、字古皿木、字立山及び字境ノ谷、島木字杉ノ谷、字櫛又及び字柳又、金内字椈木、字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字西田、字夕尺、字川原田、字浦田及び字門際、原字藤ノ塔、字中畑、字粃子、字餅田、字前田及び字日暮尾、杉木字高尾、字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字荒平、字山居谷、字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字龍ノ坪、字東城ノ平、字原畑及び字原地内

2 使用の部分 熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和、字下前田、字上前田及び字山下並びに大字田代字玉来及び字戸ノ上地内

熊本県上益城郡山都町北中島字面田、字這松、字冷水、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字古皿木及び字立山、島木字杉ノ谷及び字櫛又、金内字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字川原田及び字浦田、原字中畑及び字粃子、杉木字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字西作田、字東城ノ平、字城ノ平及び字原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内の小池高山インターチェンジから同郡山都町城平字原地内の矢部インターチェンジ（仮称）までの延長22.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により国土交通大臣が行うものとされていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道九州横断自動車道延岡線（以下「本路線」という。）は、熊本県上益城郡御船町を起点とし、同郡山都町、宮崎県西臼杵郡高千穂町等を経由して、延岡市に至る延長約95kmの路線である。

本路線が通過する熊本県上益城郡山都町（以下「本件地域」という。）は、農業が盛んな地域であり、キャベツ（夏秋）、トマト（夏秋）及びピーマン（夏秋）等の栽培が行われており、これらの農産物は主に福岡県方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行し、熊本県上益城郡における物流等を担う主要幹線道路として一般国道445号及び一般国道218号（以下「一般国道445号等」という。）があるが、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び道路幅員を満

たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡することで、本件地域と熊本県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、一般国道445号等の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年10月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年12月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、キムラグモ等が確認されている。これらのうち、サシバについては営巣は確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。また、ツマグロキチョウ、サンショウクイ及びキムラグモについては、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件地域と熊本県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車

線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）、北側ルート案及び南側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数は最も少ない北側ルート案と同等であること、トンネル及び橋梁の総延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道、農業用道路及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と熊本県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、一般国道445号等は、これまで自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に一般国道445号等の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があると認められる。

また、山都町長を会長とする九州中央自動車道建設促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認め

られるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 熊本県上益城郡御船町役場及び同郡山都町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 熊本県上益城郡山都町北中島字冷水、字小星、字前田、字城ノ尾、字北城ノ尾、字小皿木、字皿木、字西原、字古皿木、字立山及び字境ノ谷、島木字杉ノ谷、字檜又及び字柳又、金内字椈木、字万倍、字戸ノ上、字松ノウソ、字西田、字夕尺、字川原田、字浦田及び字門際、原字藤ノ塔、字中畑、字粃子、字餅田、字前田及び字日暮尾、杉木字高尾、字長尾、字騎者ノ木、字滝下及び字下多良原、上寺字荒平、字山居谷、字梅ノ木、字中前田、字日渡、字村ノ脇、字溝曲、字森ノ本及び字山中並びに城平字城ノ平、字山宮、字西作田、字龍ノ坪、字東城ノ平、字原畑及び字原地内